



真弓社会保険労務士事務所 <http://mayumi-sr.sakura.ne.jp>

〒290-0142 千葉県市原市ちはら台南 6-32-7 ☎0436-37-5505 ✉noury1030@gmail.com

人生を最大に生かすということは、人生の長さを超えるものに人生を費やすことである。ウィリアム・ジエーム

この号の内容

1. 自宅で簡単、炭酸泉
2. 解雇について



寒い日が続いていますが、梅の花も所々で見かけるようになり、春の訪れを感じますね。

そうはいつても、まだまだ寒い日が続いて居ますので、そんな寒い日は、身体を温める炭酸泉に入るのが、気にしています。

今月は、簡単に自宅で炭酸泉を味わえる方法をお伝えしたいと思います。

1 自宅で簡単に炭酸泉に入れる！

用意するもの

1. クエン酸 300g
2. 重曹 390g

クエン酸と重曹は、品質があるようなので、食用のもの以上を使用するとよいようです。

入浴までのステップ

1. 浴槽に水温 38℃くらいのお湯（160～200ℓ）を張る。
2. クエン酸 300gと重曹 390gを準備する。
3. お風呂に入る準備をする。
4. クエン酸 300gをお湯に投入して溶かす。
手でかき回して、十分に溶かします。
5. 重曹 390gを湯に投入します。
じゅわ〜っと音がして、炭酸泉の出来上がりです。

※ 注意点

炭酸を強く感じるのは、初めの10分ぐらいですので、空かさずにすぐに入浴します。気泡は徐々に減少します。

水質は、ヌルヌルします。これは、重曹の成分であるアルカリ性と皮膚の余分な皮脂が反応し、石鹸とグリセリンが生成する反応が起こるためと考えられているようです。皮脂や浴槽の汚れが取れるようなので、是非、トライしてみてくださいね。

炭酸水は、目に入ると痛みを感じますので、清潔な水ですすぎ流しましょう。



2 本人が行方不明 解雇できますか？

Q 労働者が突然、会社に来なくなってしまう場合、使用者は、当然に解雇をすることが出来るでしょうか？

(最高裁H11.7.15 判決)

県職員が多額の借金を抱え、失踪したのち、約二か月後になされた懲戒免職処分について、本人の妻に右人事発令書を読み上げ、右通知書と発令書を妻に交付し、かつ、県が右人事発令通知を公報に掲載し、右公報をその者の最後の住所に郵送しましたが、退職願を受理しないで懲戒免職としたのは違法である等として本人及びその不在者財産管理人が損害賠償及び退職金の請求を行ったケースの上告審で、右処分の意思表示は法令に根拠がなく、同人に到達したとみなすことはできないとして処分を無効とした原判決の判断が違法とされ、破棄・差戻しとされた事例。

本人は、平成3年に出奔（行方をくらま）し以後、不在者財産管理人が選任されました。不在者財産管理人は、懲戒免職処分は失踪した職員に通知されていないので、無効であり、定年まで在職したものと退職金が支払われるべきと主張しました。

高裁は、

- ① 留守宅に通知書を郵送しても、一時的な外出・旅行の場合と異なり、処分を知り得た状態に置かれたといえない。
- ② 公示送達の手続きをとっていない。
県公報に掲載されたことで、通知があったとする法的根拠がない。
- ③ よって、定年まで在職したものと認定して、定年退職金に相当する約2000万円余りの支払いを命じました。

これに対し最高裁は、

- ① 県が所在不明となった職員に対する懲戒免職手続きについて、従前から今回同様に、家族への通知と広報への掲載という方法で行ってきたことから、自分について同じ手続きで懲戒免職処分がされることを十分に了知したものであるというものが相当である。
- ② 出奔から約2か月後に当該方法によってされた本件懲戒免職処分は効力を生じたものというべきであるとして、事件を高裁に差し戻しました。

長期間の無断欠勤は、普通解雇事由、もしくは懲戒解雇事由に該当するのが通常です。

解雇通知は、本人に通知する必要があります。民法97条は、意思表示はその通知が相手方に到達したときに効力を生ずるとしています。「到達」したかどうかは、了知しえたかどうか判断されます。そこで、どうすればよいのか？と途方に暮れますが、厳格に手続きを踏む場合には、簡易裁判所に対して、公示送達の手続きを踏むことで、可能ではないかと考えます。

(中小企業のモデル就業規則策定マニュアル)

まとめますと、

- ① 就業規則等に謳って、本人に周知しておくことが必要。
- ② 本人に通知をする。
- ③ 本人と連絡が取れない時でも、何度も連絡を取る努力が必要です。
- ④ 最終手段として、公示送達の手続きをとる。

あまり、このような事はお互いに良い思いをしないので、「企業理念」(事業目的)を掲げ、大切な構成要素である従業員と共有し、同じ方向を向いて、労働できる人材を採用していただきたいですね。